

議案第22号

基山町税条例の一部改正について

基山町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第1号

基山町税条例の一部を改正する条例

基山町税条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2第10項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第10条の2第10項を同条第11項とし、同条第9項の次に1項を加える改正規定
定 公布の日

（2） 附則第5条第1項の改正規定 平成31年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の基山町税条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が公布され、個人町民税に係る配偶者控除等の見直し及び固定資産税に係る課税の特例の改正が行われたことに伴い、所要の規定を整備するため、基山町税条例を改正する必要がある。

平成29年9月14日原案可決